

I 「みやぎ子ども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

宮城県においては、平成27年に施行された「みやぎ子ども・子育て県民条例」において、こどもは一人の人としての権利が尊重されるという基本理念のもと、こどもに関わる保護者、県民、地域社会の役割が定められ、県の責務として、「子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、実施するもの」、「国、市町村、県民、事業者等と緊密に連携し、及び協働して、子ども・子育て支援に関する施策を推進するもの」と定められました。その後、令和2年には、みやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本的施策を盛り込んだ「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、健やかなこどもの成長を支援するため、子育て家庭への経済的支援や教育・保育の受け皿確保などの取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、県の合計特殊出生率は令和5年に1.07（概数）となり、国と同様に過去最低を記録しました。出生数も10年連続で減少するなど、少子化の進行に歯止めがかからない危機的な状況となっています。また、いじめは引き続き深刻な状況であるほか、児童虐待相談件数は近年増加の一途をたどっており、こども・若者や子育て当事者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。加えて、貧困の状況にあるこども・若者や、多様な課題を抱えるひとり親家庭に対しては、支援のより一層の充実が求められています。令和6年に県が実施した調査では、本県では、孤独を感じるこどもや自己肯定感や自己有用感の低いこどもの割合が全国の結果と比較しやや高い傾向があり、特に孤独感が高いほど生活の満足度が低い傾向が示されています。こどもたちの孤独感の解消や、自己肯定感や自己有用感を高めるための施策が求められます。

平成23年に発生した東日本大震災から14年が経過しました。現在も、その影響により心に傷を負い、それぞれのライフステージにおいて困難を抱えながら生活しているこどもや若者たちがいます。生活環境の整備や地域のコミュニティ再生等が進む一方で、時間の経過とともに震災に直接起因しない複数の問題が絡み合い複雑化しているため、中長期的な支援が求められています。近年では、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に伴い、家族以外の者との接触を極力回避することを求められた結果、在宅時間の増加により、運動機会が減少するとともにスクリーンタイムが増加するなど、こどもや若者にもその影響が及んでいます。コロナ禍における生活の変化や、そこから副次的に発生する様々な要因は、こどもや若者の発達やメンタルヘルスに大きな影響をもたらしている可

能性が指摘されています。

国では平成27年に、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行され、令和元年10月からは少子化対策につながる新たな制度「幼児教育・保育の無償化」が始まるなど、子育て支援施策が拡充されてきました。そして令和5年4月1日、こども施策を社会全体で総合かつ強力に実施していくための包括的な法律として、こども基本法が施行され、同日に新たな行政機関としてこども家庭庁が発足しました。同年12月には、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」と、これまでの少子化対策を踏まえた「こども未来戦略」が、それぞれ決定されました。これにより、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策の基本理念及び基本的方針、推進体制等が定められるとともに、こども・子育て支援の抜本的な強化が図られることになります。

これらのことから、県として重点的に取り組む施策の方向性を明確にし、みやぎの将来を担うこどもの健全な育成と、こどもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、国のこども大綱及びみやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本的施策等を盛り込んだ「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」を策定しました。

2 計画の位置付け

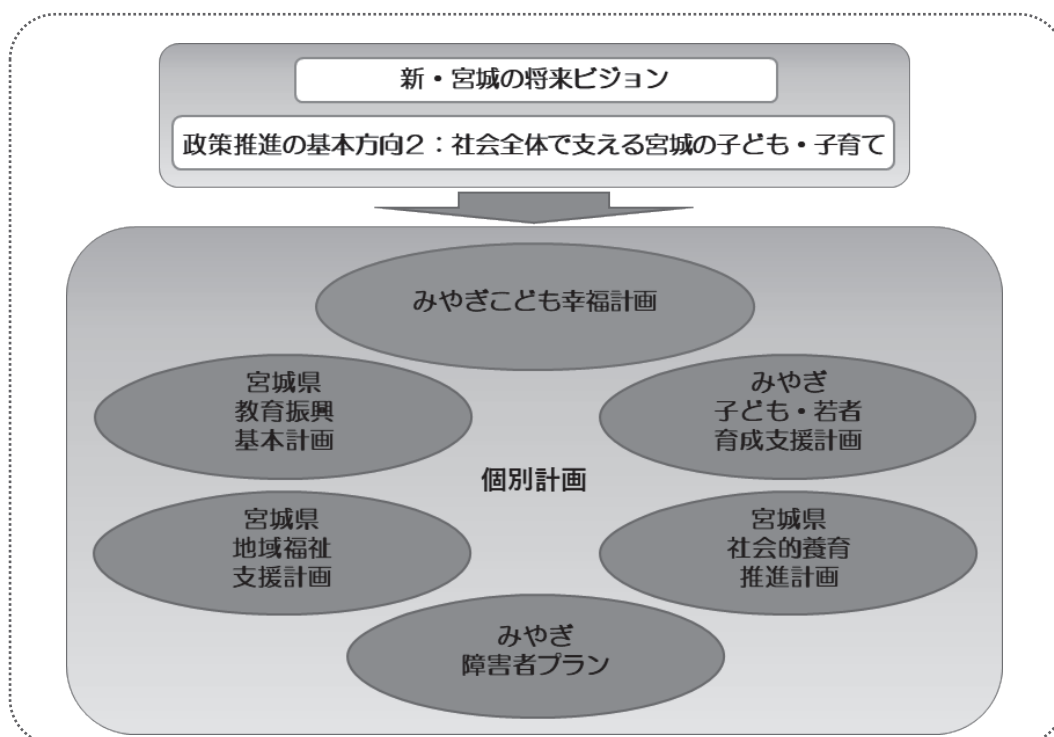
「みやぎこども幸福計画」は、こども施策に係る次の法律及び条例等に基づく計画としての性格を併せ持つものです。

- ・ こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づき宮城県が策定する「都道府県こども計画」
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条に基づき宮城県が策定する「都道府県計画」
- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づき宮城県が策定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条に基づき宮城県が策定する「都道府県行動計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に基づき宮城県が策定する「自立促進計画」
- ・ 成育医療等基本方針に関する令和5年3月31日付け子発0331第18号厚生労働省こども家庭局長通知に基づき宮城県が策定する母子保健に関する計画

- ・ みやぎ子ども・子育て県民条例（平成27年宮城県条例第67号）第24条に基づき知事が定める「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」

また、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」に関しては、本計画とは別に「みやぎ子ども・若者育成支援計画」を策定することとし、本計画と調和を図ります。

なお、本計画は、県政運営の基本的指針である「新・宮城の将来ビジョン」を上位計画とした個別計画のひとつとなっています。



3 計画の期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

国のこども大綱は策定から概ね5年後を目途に見直すものとされています。また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、5年を一期として計画を策定するものとされています。

これらを踏まえ、本計画の期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とします。